

報告第8号

令和2年度伊賀市下水道事業会計予算繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

伊賀市長 岡本 栄

令和2年度伊賀市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	上野新都市浄化 センター ス tockマネジメ ント事業	円 68,584,256	円 52,948,000	円 15,375,000	円 8,250,000	円 6,300,000	円 825,000	円 261,256	円 0	新型コロナウイルス感染症対策の影響により、工事に係る機器の製作工程において、想定外の日数を要したため